平成２９年（再ロ）第４号

福島市森合字屋敷中３－２　ベルシャンテマリー201号室（住民票上の住所）北海道札幌市豊平区月寒東５条12丁目４番33号

再生債務者　池田　　徹

1　意見聴取に付する再生計画案　平成30年２月28日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成30年３月26日まで

平成30年３月５日　　福島地方裁判所

平成２９年（再ロ）第２号

栃木県真岡市長田1326番地11

再生債務者　久保田征之

1　意見聴取に付する再生計画案　平成30年３月２日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成30年３月26日まで

平成30年３月５日

宇都宮地方裁判所真岡支部

平成２９年（再ロ）第６９号

大阪府交野市星田４丁目38番８号

再生債務者　加納健太郎

1　意見聴取に付する再生計画案　平成30年２月28日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成30年３月30日まで

平成30年３月２日

大阪地方裁判所第６民事部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２９年（再ロ）第５号

東京都日野市日野本町５丁目27番地の２

再生債務者　加藤　雅仁

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成29年11月30日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成30年３月２日

東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（再ロ）第５９号

大阪府八尾市曙川東８丁目69番地の５

再生債務者　高島祥朗ほか　康　　祥朗

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成30年２月15日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成30年３月１日

大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（再ロ）第４号

青森県南津軽郡田舎館村大字前田屋敷字南佃１番地32

再生債務者　佐々木千恵子

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成30年２月27日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成30年３月１日　青森地方裁判所弘前支部

平成２９年（再ロ）第５号

青森県南津軽郡田舎館村大字前田屋敷字南佃１番地32

再生債務者　佐々木淳悦

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成30年２月27日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成30年３月１日　青森地方裁判所弘前支部

平成２９年（再ロ）第１号

福島県東白川郡塙町大字伊香字古宿171番地

再生債務者　鈴木　隆史

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成30年２月28日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成30年３月２日

福島地方裁判所白河支部再生係

平成２９年（再ロ）第１号

青森県五所川原市金木町嘉瀬雲雀野665番地12

再生債務者　佐藤　吉寿

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成30年２月22日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成30年３月１日

青森地方裁判所五所川原支部個人再生係

平成２９年（再ロ）第３号

福島県郡山市安積町笹川字西長久保150番地の22

再生債務者　柳田　俊英

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成30年２月28日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成30年３月５日

福島地方裁判所郡山支部再生係

平成２９年（再ロ）第１号

埼玉県熊谷市石原１丁目16番地２

再生債務者　清水　　誠

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成30年２月28日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成30年３月５日

さいたま地方裁判所熊谷支部

職員の免職処分の無効

元独立行政法人造幣局

貨幣部貨幣製錬課技能長　村上　　肇

平成29年11月28日に処分発令以前の死亡が確認（推定）されたため、平成29年６月14日に行った国家公務員法第78条第３号による免職が無効になった旨、宣言する。

平成30年３月13日

独立行政法人造幣局理事長　百嶋　　計

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を継承して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.ssk-sasebo.co.jp/koukoku/

（乙）http://www.ssk-sasebo.co.jp

平成三十年三月十三日

長崎県佐世保市立神町一番地

（甲）佐世保マリン・アンド・ボートサービス株式会社

代表取締役　阪本　修司

長崎県佐世保市立神町一番地

（乙）佐世保重工生産サービス株式会社

代表取締役　湯下　善文

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成三十年三月十三日

栃木県那須郡那珂川町小川三四一五番地

小川建設合資会社

代表社員　川上　五男

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成三十年三月十三日

東京都中央区銀座八丁目一九番一号プライムイースト銀座

合同会社スマイル・ナース

代表社員　楠木　千春

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成三十年三月十三日

福岡県直方市大字植木五六一番地三

コアシステム合同会社

代表社員　中村　笑之

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成三十年三月十三日

熊本市東区保田窪四丁目一〇番二号

合資会社熊本県防錆工業所

無限責任社員　前田　博

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千五百八十七万五千円減少し五千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成三十年四月十七日

掲載頁　二十二頁（号外第八十四号）

平成三十年三月十三日

東京都墨田区錦糸一丁目二番一号

株式会社global bridge HOLDINGS

代表取締役　貞松　　成